

# 写

角 監 第 55 号  
平成28年3月17日

角田市長 大友 喜助 殿

角田市監査委員 南部 信一  
角田市監査委員 湯村 勇

## 監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を当職に通知願います。

## 記

### 1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく同条第1項の規定による「財務に関する事務の執行」の監査）

### 2. 監査の対象

教委総務課、給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館

### 3. 監査の期間

平成28年2月5日（金）から同年2月10日（水）まで

### 4. 監査の範囲

平成27年12月末日現在の平成27年度予算の財務、その他の事務執行及び平成26年度補助金等交付分。また、平成26年度予算の執行及び財務事務処理等であっても監査を必要としたもの。

### 5. 監査の方法

監査に当っては、あらかじめ調書及び関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか、及び関係法令等に則り合理的、効率的に執行されているかを主眼として、関係書類・帳簿等の検査・照合するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

## 6. 監査の結果

監査の結果、事務事業は関係法令等に従いおおむね適正に執行されていたが、事務の一部に次のとおり改善・検討する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ適正な事務執行に努められたい。

なお、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指導した。その他監査の過程で見受けられた留意を要する事項等については、その都度関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。

### (1) 教育委員会点検評価に関する有識者について

角田市教育委員会は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定により、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、学識経験者の知見を活用しながら点検評価を行い、その結果について報告書を作成し議会に提出するとともに公表することが義務付けられている。学識経験者の知見の活用については「角田市教育委員会の事務の管理及び執行状況についての点検及び評価の実施要綱」（平成 21 年角田市教育委員会告示第 17 号）により「点検評価に関する有識者」3 名を任期 3 年として委嘱しており、謝礼として日額 6,300 円を支給している。現在、この組織の位置づけは教育委員会の私的諮問機関の扱いとなっているが、その職務及び活動実態は審議会等の附属機関の性格を有するものと思われる。組織の機能や設置目的、所掌事項を再確認し、附属機関に当たると判断した場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例により設置されたい。

### (2) 長期継続契約制度の適切な運用について

長期継続契約の事務執行が適切に行われているかを確認したところ、改善を要する事務処理が見受けられた。長期継続契約は会計年度独立の原則の例外であり、債務負担行為の設定によることなく複数年の契約を可能にするものである。長期継続契約の適否については、「一日も欠かすことなく業務の継続が必要なもの」が判断基準となっており、所属長の判断に任せている。事務処理の省力化を図るため導入されたものであるが、契約金額に上限を設けたり、財政課長の合議を要するなど長期継続契約の乱用を避ける手立てが必要ではないかと懸念されるものがあつたので、検討されたい。

### (3) 各種団体運営費補助金の次年度繰越について

会計年度独立の原則は、各種団体運営費補助金にも適用されるものである。各種補助金の実績報告書を見ると、ほとんどの交付団体において次年度繰越が行われていた。そのうち大半の実績報告書には各団体の総会時の収支決算資料のみが添付されており、補助対象経費を明文化していない交付要綱の補助金にあっては、どの支出費目に補助金が充当されたのかが不明確であったため、繰越金に補助金が含まれていないことを確認できないものがあつた。補助金の用途が明確にわかるよう実績報告書に添付する収支報告書の様式を工夫、変更するなど検討するよう要望した。